

鳥取県教育委員会告示第 11 号

鳥取県文化財保護条例（昭和 34 年鳥取県条例第 50 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 27 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

建造物の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
はせでら 長谷寺本堂 及び仁王門	2 棟	宗教法人長谷寺 代表役員 奥野寛應	倉吉市仲ノ町2960	倉吉市仲ノ町2960
ぶじょうじだいしどう 豊乗寺大師堂 及び山門	2 棟	宗教法人 宇谷山豊乗寺 代表役員 平井弘文	八頭郡智頭町新見73	八頭郡智頭町新見73